

# 物品購入等入札（見積り合わせ） 参加資格審査申請の手続き

この申請手続きは、平成 31 年度・平成 32 年度に原則として八雲町のすべての機関が発注する物品において、1 回の発注額が 10 万円超の購入契約に係る入札（見積り合わせ）に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者となりますと平成 31 年度～32 年度の入札（見積り合わせ）参加資格者名簿に登録されます。

なお、この名簿は八雲町ホームページ上で公表します。（企業・商店名）

この申請は、別記の物品等種別表の入札（見積り合わせ）参加希望分類に掲げる物品の購入について適用されるものですが、1 回の発注額が 10 万円以下の少額の日用雑貨、食料品、事務用品等の物品を購入する場合には対象としていませんので、10 万円超の物品の入札（見積り合わせ）に参加を希望しない方は、この申請をする必要はありません。

☆ 1 回の発注額が 10 万円以下の物品等の購入については、この申請がない場合であっても、従前どおり購入します。

## 第 1 資格審査申請書の留意事項

### 1 審査基準日

資格審査の基準日は、平成 31 年 1 月 1 日です。

### 2 種別（入札「見積り合わせ」に参加できる品目は大分類で 5 品目までです。）

(1) 八雲町では、別記の物品等種別表の分類に区分していますので、申請者は営業内容等を十分検討して希望する品目を大分類で 5 品目まで選んでください。

(2) 許可、認可、登録等が営業に必要な場合は、それに伴う許認可等を有していることが必要です。

### 3 資格要件

入札（見積り合わせ）参加資格登録は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 八雲町内に本店を有する法人及び個人で、平成 31 年 1 月 1 日現在において 2 年間の営業実績を有し、かつ平成 29 年度まで (H28 年度・H29 年度) の町税及び消費税及び地方消費税を完納していること。
- (2) 未成年、成年被後見人及び被保佐人でない者
- (3) 破産者でない者
- (4) 営業に関し法律上必要とする許可、認可、登録等の資格を有する者

#### 4 申請受付期間

資格審査申請書の受付期間は、次のとおりですので、この期間内に申請してください。

平成 31 年 1 月 15 日 (火) から平成 31 年 2 月 28 日 (木) まで

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

☆注 1 受付期間終了後の申請は、受理できませんので注意してください。

- 2 申請は 1 回限りですので、希望する品目に誤りがないか確認してください。また、細分類の品目は取り扱い実績のある物品を選択してください。

#### 5 申請受付窓口

資格審査申請書は、八雲町役場会計課会計係 (電話 62-2113) または、熊石総合支所地域振興課会計係 (電話 2-3111) に提出してください。

#### 6 有効期間

平成 31 年度から平成 32 年度までの 2 年間です。

(平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)

#### 7 提出書類及び記載要領

入札 (見積り合わせ) 参加資格審査申請に必要な提出書類は別紙 1 のとおりですが、書類番号 1 の「物品購入等入札 (見積もり合わせ) 参加資格審査申請書」の記載要領は次のとおりです。

- ・「申請人」欄は、法人であれば登記されている正しい名称及び所在地等を記載してください。届出印は、法人の場合は代表取締役印を、個人の場合は見積書や請求書に使用する印鑑を押印してください。
- ・「1 事業所の概要」欄は、法人の場合は、法人設立登記年月日、資本金及び従業員数 (代表者を含めた本支店の合計人数) を記載してください。
- ・「2 最近 1 年間の収支決算」欄は、個人の場合は平成 29 年分の決算を記載

し、法人の場合は基準日直前の事業年度1年間の決算を記載してください。

「入札（見積り合わせ）参加希望品目等（物品等種別表）」欄は、大分類で5品目まで選択できますので、町が発注する入札（見積り合わせ）について参加を希望する5品目の番号に○印をつけてください。

また、細分類に記載している品目について、取り扱い実績のあるものに同じように○印を付けてください。この場合はいくつでも構いませんが、必ず付けてください。なお、取り扱い品目が物品種別表に記載されていない場合は、その他の品目欄に記載してください。

## 8 審査結果の通知

申請者に対する資格の有無は、「物品購入等入札（見積り合わせ）参加資格決定通知書」により後日通知します。

## 第2 変更届等の取扱い

資格の有効期間内に次の事項に変更のあったときは、速やかに変更届を提出してください（入札「見積り」案内が届かない場合があります。）

- (1) 資格者の営業が相続、合併等により移転された場合
- (2) 名称又は商号、組織、代表者、本店所在地等を変更した場合

## 第3 中間年（平成32年度）の取扱い

平成31年に資格審査申請をして参加資格を得た場合、その資格は平成31年度・平成32年度の2年間有効ですから、中間年（平成32年度）に申請する必要はありません。

ただし、物品の種別（細分類の項目を含む）を変更するときは、中間審査年に申請してください（平成32年1月8日～3月30日まで）。

担当係 八雲町役場会計課会計係 電話 62-2113  
熊石総合支所地域振興課会計係 電話 2-3111